

株式会社 アシスト グループホームつつじが丘しののめ  
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

第1条（目的）

この規程は、株式会社 アシストが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下総称し「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」と称する）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

事業所は、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護【グループホームファミリア】（長崎市界1丁目10-5）のサテライト事業所として、本体事業所との密着な連携を確保するものとする。

第2条（事業の目的）

ご利用者が、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担を軽減し、安心して生きがいのある明るく楽しい生活ができますよう、介護サービスを提供するものとする。

第3条（運営の方針）

本事業所において提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものであり、ご利用者の人権と歩まれた人生を尊重し家庭的な雰囲気の中でその人らしく、安心して、楽しい生活ができますよう介護サービスを提供するものとする。

第4条（事業所の名称）

本事業所の名称は「グループホームつつじが丘しののめ」とする

第5条（職員の員数及び職務内容）

① 管理者（常勤兼務） 1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

管理者は、本体事業所グループホームファミリアと兼務。

② 計画作成担当者（常勤兼務） 1名 （介護職員と兼務 1名）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- ③ 介護職員（常勤） 5名（計画作成担当者と兼務 1名）  
（非常勤） 4名以上

- ④ その他の職員 1名  
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

#### 第6条（利用定員）

利用定員は、9名とする。

#### 第7条（介護の内容）

介護の内容は、以下のものとする。

- ①. 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ②. 日常生活上の世話
- ③. 日常生活の中での機能訓練
- ④. 相談、援助

#### 第8条（介護計画の作成）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況について評価を行う。

#### 第9条（利用料等）

本事業所が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別の利用料金の支払いを受ける。

- |  |             |
|--|-------------|
| ① 居室費  | 40,000 円/月  |
| ②. 食材費<br>(朝食 310 円 昼食 420 円 夕食 420 円 おやつ 150 円) | 1,300 円/日   |
| ③. 水道光熱費   | 17,000 円/月  |
| ④. 通院代（ホームの車を使用した場合）                             | 1,000 円/1 回 |
| ⑤. 理美容代、口腔ケアに関する物品（義歯洗浄剤など）                      | 実費          |
| ⑥. 排泄に関する物品（オムツ・尿取パッドなど）                         | 実費相当額       |
| ⑦. リクレーション・クラブ活動費                                | 実費相当額       |

- ⑧. その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが  
適当と認められる費用について契約者（利用者）又は署名代行者（家族及  
び身元引受人）の同意の上で徴収する。

実費

- ⑨. 管理費 1,550 円/月（自動火災報知設備、火災通報装置、消  
火器、誘導灯、エレベーター、スプリンクラーの定  
期点検費用）

- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。  
3 居室費について外泊及び入院等で部屋を空ける場合、居室を維持する目的でその  
日数分を請求できるものとする。  
4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座によって指定期  
日までに受けるものとする。

#### 第 10 条（入退去に当たっての留意事項）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者及び要支援  
2 の者であって認知症の状態にありかつ次の各号を満たす者とする。

- ①. 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。  
②. 自傷他害の恐れがないこと。  
③. 常時医療機関において治療をする必要がないこと。  
2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもら  
う場合がある。  
3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関  
と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

#### 第 11 条（秘密保持）

本事業の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を  
厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らす  
ことがないように、必要な措置を講ずる。

#### 第 12 条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、敏速かつ適正に対応するため、受付窓口  
の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び  
家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

### 第 13 条 (損害賠償)

利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

### 第 14 条 (衛生管理)

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

### 第 15 条 (緊急時における対応策)

利用者の心身の状態に異変その他緊急事項が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

### 第 16 条 (非常災害対策)

非常災害が発生した場合、従業者が利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、必要な設備を設ける。また、防災計画を作成し定期的に地域の協力機関等と連携を図り、1月に1回部分訓練(初期消火等)、年に2回3月、9月に総合訓練(通報、初期消火、避難誘導)を行う。(9月は、消防署職員立会のもと行う。)

### 第 17 条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 第 20 条第 2 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### 第 18 条 (身体拘束等を行う際の手続き)

事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」)

を行わない。

- 2 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を得た場合のみ、その条件と期間内において行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、保存するものとする。
- 4 前各項の規定による身体的拘束等を行った場合は、遅滞なく長崎市に報告するものとする。

#### 第 19 条 (身体的拘束適正化委員会、身体的拘束等適正化のための研修)

身体的拘束適正化委員会を 3 月に 1 回以上、身体的拘束等適正化のため、介護職員その他の従業者に対する職員研修を、年 2 回以上実施する。

#### 第 20 条 (運営推進会議)

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上とする。  
運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民、長崎市職員、地域包括支援センター職員、及び認知症対応型共同生活介護について知見を有する者とする。
- 3 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、出席者との意見交換・交流等とする。
- 4 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

#### 第 21 条 (その他運営についての重要事項)

従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 アシスト 代表取締役 立山 雅也とグループホームつつじが丘しののめの管理者が協議のうえ別途定めるものとする。

付則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規定は、令和5年12月1日から施行する。

この規定は、令和6年5月1日から施行する。